

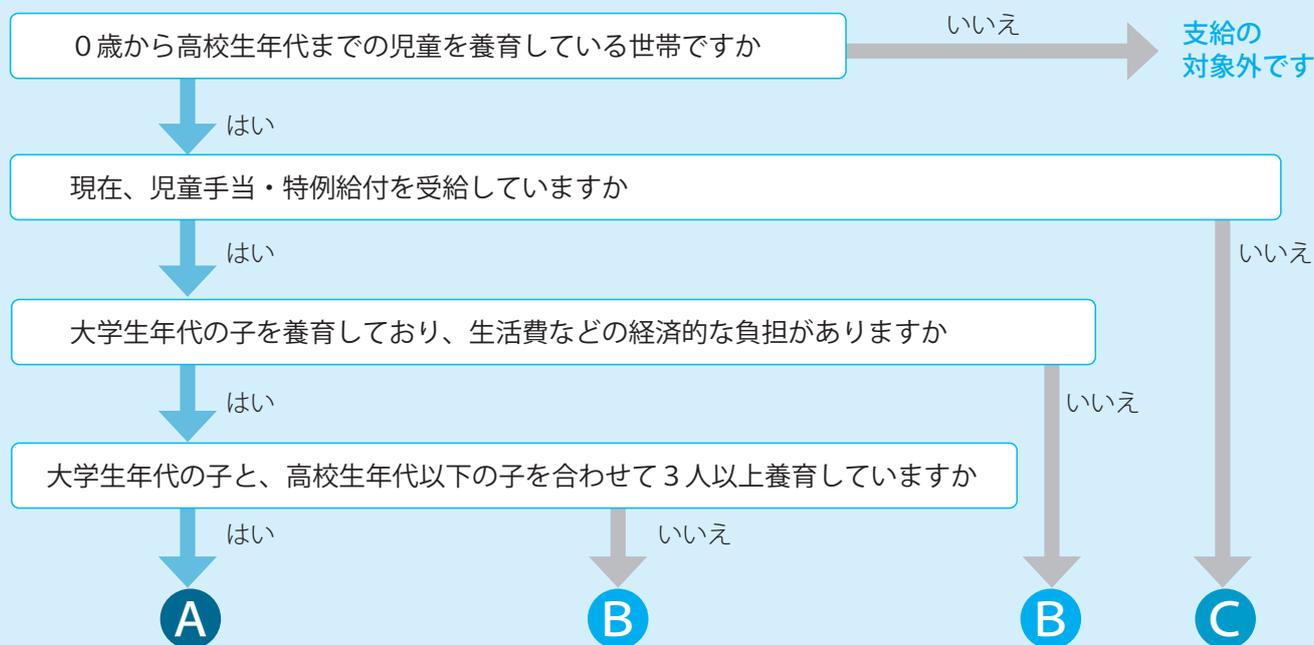
児童手当の支給対象などが広がります ☎こども支援課 0176-51-6717

児童手当制度の改正に伴い、支給対象などの要件や支給額が**10月分（12月支給分）**から次のとおり**拡充**となります。

要件	改正前	改正後
支給対象	0歳～中学校修了まで (0歳～15歳に達する日以後の3月31日まで)	0歳～高校生年代 ^{※1}
所得制限	あり	なし
手当月額 (1人当たり)	<ul style="list-style-type: none"> ① 3歳未満：15,000円 ② 3歳から中学生：10,000円 (小学生までの第3子以降は15,000円) ③ 養育者の所得が、所得制限限度額以上で 上限限度額未満：5,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ① 3歳未満：15,000円 ② 3歳から高校生年代^{※1}：10,000円 (①、②いずれも、第3子以降は30,000円)
支給回数	年3回（2月、6月、10月）	年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）
多子 加算対象	高校生年代 ^{※1} まで	大学生年代 ^{※2} まで
	【例】21歳、17歳、14歳の子がいる場合 21歳（カウントせず）：支給対象外 17歳（第1子）：支給対象外 14歳（第2子）：10,000円	【例】21歳、17歳、14歳の子がいる場合 21歳（第1子）：支給対象外 17歳（第2子）：10,000円 14歳（第3子）：30,000円

※1 15歳に達した日以後の4月1日～18歳に達する日以後の3月31日まで
 ※2 18歳に達した日以後の4月1日～22歳に達する日以後の3月31日まで

◆支給対象によって手続きが異なります。手続きの有無について確認してみましょう。



- A** **手続きが必要です。**こども支援課に備え付け、または市ホームページからダウンロードした「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」を**10月15日(火)までに**こども支援課へ持参または郵送で提出してください。
 - B** **手続きは不要です。**※支給額が増える世帯には、10月以降のお知らせを郵送します。
 - C** **手続きが必要です。**※8月下旬に申請の案内を郵送しますので申請手続きをしてください。児童の住所が市外にある世帯などで案内が届かない場合は、お問い合わせください。
- ※A、Cいずれも養育者が公務員の場合は、勤務先で手続きをしてください。